

要求水準書(案)入居者移転支援業務編 質問に対する回答

No	資料名	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
1	要求水準書	7	2	3							業務全体フロー図	参考までに、八条市営住宅再生事業の際の ①八条市営住宅既存棟仮移転→本移転 ②民間借家仮移転→本移転 ③他の市営住宅仮移転→本移転 ④他の市営住宅へ先行本移転 ⑤退去 の実数をご教示頂けないでしょうか？	仮移転者は、原則、新棟へ本移転頂きます。したがって、仮移転から本移転は同数として、以下に件数を回答します。 ① 八条市営住宅既存棟仮移転: 34件 ② 民間借家仮移転: 47件 ③④他の市営住宅仮移転及び先行本移転: 13件 ⑤ 退去: 4件
2	要求水準書(案) 入居者移転支援業務編	12	3	1							事前説明会の開催業務 (移転に関する事前業務)	これまでに京都市で説明会を開催されていることと思います。 直近の説明会での反応をお聞かせいただけますでしょうか。	令和7年4月に第2回入居者説明会を開催しました。延べ129名が参加されたことから事業の注目度は高いものと考えています。 【参加者の主な意見】 (新棟) ・すでに遅すぎるくらいで早期の建替を望む (付帯) ・団地で祭を開催する。集会所は近隣の迷惑にならない位置が良い屋外時計があるなど、幅広い世代が心豊かに暮らせる市営住宅整備を期待する。 (移転) ・引越は、荷造り・手続き・不用品処分等も含め高齢者に負担仮移転と本移転の2回の移転は大変。工夫して仮移転を減らせないか ・桃陵を出たくないが団地内の仮移転先に風呂がない (その他) ・継続活用棟の人が活用地の駐車場を使用している分はどうするのか ・保育園にも配慮が必要 令和7年10月に、入札不成立に伴う情報提供を資料配布(各戸へ投函)しています。 令和8年4月に、桃陵市営住宅自治会連合会の役員会にて、改めて実施方針を公表したことを説明しています。
3	要求水準書 (入居者移転支援業務編)	12	3	1							事前説明会の開催業務 (移転に関する事前業務)	事前説明会の開催会場を伏見区役所区民交流スペースの利用を考えております。優先的に確保していただくことは可能でしょうか。	伏見区役所区民交流スペースは一般開放している施設であり、現段階で優先的な活用は確約できません。 これまで本市が開催した当該事業に関する入居者説明会は「高齢者の移動が困難」とのご意見から、団地内集会所にて住棟ごとに開催(一説明会につき8回程度)しています。
4	要求水準書	16 23	4 5	3 3	(5) (1)		ア ア				仮住居等の確保に対する 支援 内容	仮移転の場合も本移転の場合も「他の市営住宅」を選択することができます。両者とも京都市にて物件をご提示されることになっていますが、仮移転用の市営住宅と本移転用の市営住宅は区別される予定でしょうか。例えば、転居を必要とされる仮移転希望者と必ずしも転居が必要ではないその他住棟にお住いの本移転希望者が同じ物件を希望されるた場合に、単純な抽選で良いのか、仮移転者を優先するのかの判断が必要かどうか懸念しております。	移転先の候補となる「他の市営住宅」については、仮移転と先行本移転で区別することはありません。
5	要求水準書(案)	17	4	3	(5)		ア				その他住棟及び他の市営住宅	「その他住棟及び他の市営住宅の契約開始日は毎月1日を原則とする」とありますが、契約日＝引越日というご認識でしょうか。 毎月1日が引越日となれば引越業者の手配が逼迫する可能性があります。希望調査→抽選→仮移転承諾書(移転日決定)→空き家整備→引越という手順になると思いますので、契約日と引越日に多少余裕があればありがたいのですが、可能でしょうか。	契約開始日の表記は、用語の定義に記載の入居指定日に統一します。 仮移転の主な流れを時系列で示すと「契約締結日、引越日、旧住戸の明渡し日、入居指定日」となります。 例えば、4月に契約締結した場合、4月中に引越し及び旧住戸の明渡しを行い、5月1日付で入居指定日となります。
6	別紙2 様式15										本移転承諾書	一旦、本移転で他の市営住宅に入居しておきながら、新棟が完成した段階で「やっぱり、新棟に入居したい」と申し出る方がおられた場合、その申し出は断れるのでしょうか。 もし断れるのなら、「本移転承諾書 6. その他」の欄に、新棟には戻れない旨の記載を追記頂けないでしょうか。	先行本移転として、継続活用棟や他の市営住宅等に移転された場合は、新棟へ入居する権利を失うため、移転後の切り替えはできません。 これまで開催した住民説明会等でも説明しているところですが、移転開始前には改めて十分な説明を行ってください。